

## 2020年度 一般財団法人静岡市環境公社事業計画

### 1. 基本方針

静岡市環境公社は、静岡市及び関係諸団体との協働・連携に基づき環境事業を行うことにより、地域における環境施策の推進と環境保全を図り、もって良好な環境を形成し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に事業を実施していきます。

### 2. 事業内容

#### (1) ごみ収集運搬事業

この事業は、静岡市の責任で行うごみ処理過程の一端を担い、適正かつ円滑な処理を推進することによって、清潔な生活環境を維持し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする事業です。

① 一般廃棄物収集運搬業務については、一般家庭から排出される引越ごみ及び一時多量ごみ、静岡庁舎等から排出される可燃ごみ及び静岡市中央卸売市場から排出されるごみなどを収集し、清掃工場へ運搬する業務を行います。

5か所

② 家庭ごみ収集運搬業務については、家庭から排出される可燃ごみを月曜日から土曜日まで収集し、清掃工場へ運搬する業務を行います。

駿河区全域

③ 市指定ごみ容器販売業務については、市内（葵区、駿河区）の事業所が一般廃棄物を家庭ごみ集積所へ排出する際に使用するごみ容器の購入依頼に対し、配達・販売する業務です。

配達・販売する際、ごみ処理手数料を徴収するとともに、事業所に対して一般廃棄物を適正に排出するよう指導を行います。

予定販売数 610,000袋

④ 清掃工場の焼却灰等収集運搬業務については、清掃工場から排出される廃棄物（焼却灰等）を最終処分場等に運搬する業務を行います。

2か所

## (2) リサイクル・環境保全等事業

この事業は、静岡市等の行うごみ減量、リサイクル、環境保全事業に協働・連携して循環型社会の形成、地球環境の保全に貢献することを目的とする事業です。

- ① 放置自転車等移送業務については、市街地の自転車等放置禁止区域及び同規制区域に放置されている自転車等を収集撤去し、放置自転車保管場所まで移送する業務を行います。
- ② ごみリサイクル展業務、4R推進事業については、静岡市及び関係諸団体との協働・連携により、ごみリサイクル展や、4R推進事業に参画してごみ減量、リサイクル事業を推進します。
- ③ 清流保全活動等業務については、水道水源である安倍川、藁科川、興津川を保全するため、静岡市及び関係諸団体との協働・連携により、森林環境・河川環境・自然環境アドプトプログラム（健全な森林育成、河川の清掃美化活動、希少生物の保護活動及び啓発活動）やクリーン作戦など地域貢献活動を実施します。また、河川利用者マナー啓発活動等業務を行います。

## (3) セーフティーネット機能強化事業

この事業は、し尿やごみの処理など当公社の行う事業について、災害時やし尿くみ取り業者廃業時などの緊急時に対応することを目的とする事業です。

- ① 大規模災害時対策については、静岡市との災害協定に基づき、大規模災害発生後、速やかに避難所等のし尿及びごみ収集運搬業務を行い、市民の生活環境を清潔に保ち、早期に日常生活の回復を図ります。
- ② し尿くみ取り業者廃業時対策については、静岡市と協働・連携して、民間事業者が事業縮小に伴い廃業しても、くみ取りトイレを有する市民に不便をかけないよう対応を図ります。

## (4) 廃棄物管理事業

この事業は、し尿くみ取り業務、公共施設くみ取り業務及び浄化槽清掃業務等の事業を円滑に実施し、施設及び周辺的生活環境を清潔に保つことを目的とする事業を行います。

- ① し尿くみ取り業務については、市民からのし尿くみ取り依頼に対応する業務を行います。

880世帯

- ② 浄化槽清掃業務については、浄化槽を所有している市民、事業所等からの清掃依頼に対応する業務を行います。

2,840件

③ 浄化槽維持管理業務については、市民、事業所等からの浄化槽管理依頼に対応する業務を行います。その際、浄化槽管理士が浄化槽の適正管理について指導を行います。

3,100基

④ 污水处理施設管理業務については、市内の污水处理施設を有する住宅団地、大型アパート、公共施設からの依頼を受け、浄化槽管理士及び浄化槽技術管理者（処理対象人数501人以上の規模の浄化槽）が適正に管理業務を行います。

53か所

⑤ し尿・浄化槽汚泥処理業務については、静岡衛生センター施設維持管理業務は、市内より収集された、し尿、浄化槽汚泥を処理する業務を行います。

また、南部中継所施設維持管理等業務については、し尿、浄化槽汚泥を効率的に収集するための南部中継施設を維持管理する業務及び南部中継施設に集められたし尿、浄化槽汚泥を、大型バキューム車で静岡衛生センターまで運搬する業務を行います。

2施設

#### (5) 事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬事業

この事業は、委託契約に基づき事業所等から排出される事業系一般廃棄物、産業廃棄物を収集することにより、施設及び周辺的生活環境を清潔に保つことを目的とする事業を行います。

① 事業系一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業務については、委託契約に基づき事業所等から排出される事業系一般廃棄物、産業廃棄物を収集し、清掃工場等へ運搬する業務を行います。

22か所

② 市下水浄化センターの汚泥収集運搬業務については、城北浄化センターから排出される産業廃棄物（汚泥）を中島浄化センターへ運搬する業務を行います。

1か所

#### (6) 指定管理事業

資源循環啓発施設指定管理業務については、廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する学習及び体験並びに廃棄物の減量等を端緒とした環境の保全に関する学習の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに廃棄物の減量等及び環境の保全に関する市民の活動を促進し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする事業を行います。

2施設